

【 検査 】**375 脈波図、心機図、ポリグラフ検査の算定について②**

《令和6年11月29日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD214 脈波図、心機図、ポリグラフ検査「1」1検査、「2」2検査、「3」3又は4検査、「4」5又は6検査及び「5」7検査以上の算定は、原則として認められない。

- (1) 腎臓病
- (2) 腎疾患
- (3) 糖尿病
- (4) 高脂血症
- (5) 高血圧症
- (6) 膠原病
- (7) 不整脈
- (8) 静脈疾患

○ 取扱いを作成した根拠等

脈波図は、心及び肝拍動図、動脈波、静脈波、容積脈波、指尖脈波、心尖（窩）拍動図を言い、これらを2以上行い、脈波曲線を描写し記録した場合に算定できるもので、血液循環系の動態診断を行う検査である。

また、心機図は、各種脈波図と心電図、心音図検査等の2以上を同時に記録し、循環機能の解析を行う検査である。

ポリグラフは、上記の各計測データや血圧、心電図などを含む生体情報を同時に描出する検査である。

したがって、上記(1)から(8)の傷病名に対する上記諸検査の有用性は一般的に認められない。

以上のことから、上記(1)から(8)の傷病名に対するD214 脈波図、心機図、ポリグラフ検査「1」1検査、「2」2検査、「3」3又は4検査、「4」5又は6検査及び「5」7検査以上の算定は、原則として認められないと判断した。